

第6章 循環型社会形成のための長期的取組

目指す循環型社会は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる社会です。

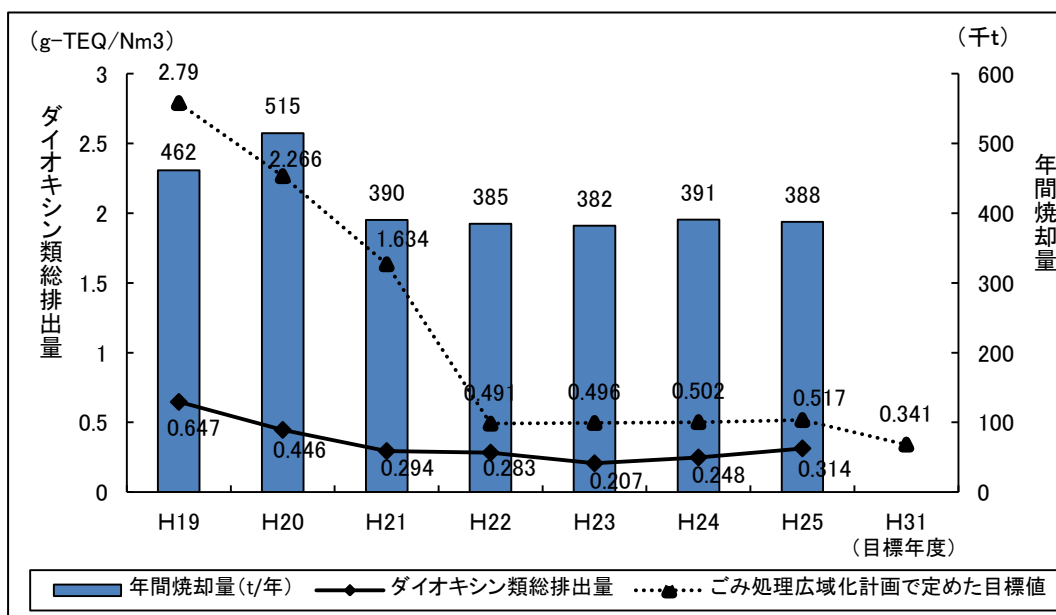
そのためには、短期的な取組のほか、地球温暖化対策等の長期的な視点からの取組が必要です。

1 処理施設の整備

(1) 長野県ごみ処理広域化計画

市町村等の設置する焼却施設の排ガス等に含まれるダイオキシン類の毒性が問題視されたことを受けて、処理能力 100 トン/日以上 of 24 時間連続運転焼却施設へ統合する必要が生じました。そのため、市町村で組織する 13 ブロックごとに広域化の方針について検討を行い、平成 11 年 3 月に長野県ごみ処理広域化計画が策定されました。

高度な排ガス処理装置の普及に伴い、現在、県内で稼働する小規模施設も含め、すべての一般廃棄物焼却施設では、国の定めるダイオキシン類の排ガス規制値を下回っています。また、排ガス中に含まれるダイオキシン類の平成 25 年度の年間総排出量は 0.314g-TEQ であり、平成 31 年度の目標である 0.341g-TEQ を前倒しで達成しています。



※長野市調査分を除く (一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出実態調査)

図 6-1 市町村等の設置する焼却施設における排ガスに伴うダイオキシン類総排出量

一方、広域化による施設統合に伴い、新しく建設する施設の規模を縮小するため、減量化に向けた取組を行っている地域もあります。

また、焼却時に発生する熱エネルギーによる発電などは、市町村単独施設より効率的なエネルギー利用が行えることから、今後も広域のごみ処理体制は維持される必要があります。

(2) 公共関与による施設整備

ア 公共関与の経緯

県は、平成5年当時の最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団(平成5年4月設立、平成20年3月解散)による県内4か所(北信、東信、中信、南信)での最終処分場整備を決定しました。

その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信地区、中信地区において具体的な施設整備の準備が進められました。

南信地区：阿智村伍和(ごか)地区での最終処分場の整備

中信地区：松本地区で2か所の最終処分場候補地を決定

イ 廃棄物処理計画(第2期)での基本的な考え方を見直し

その後、リサイクル技術の進歩及び建設リサイクル法の施行等により、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善されました。

このような状況を受け、平成18年3月の廃棄物処理計画(第2期)の策定に当たり、公共関与の基本的な考え方を見直しました。

廃棄物処理計画(第2期)における公共関与の基本的な考え方(要約)

- ◇ 産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間業者による処理体制を基本とする。
- ◇ 最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進める。

ウ 整備計画及び候補地選定事業の見直し

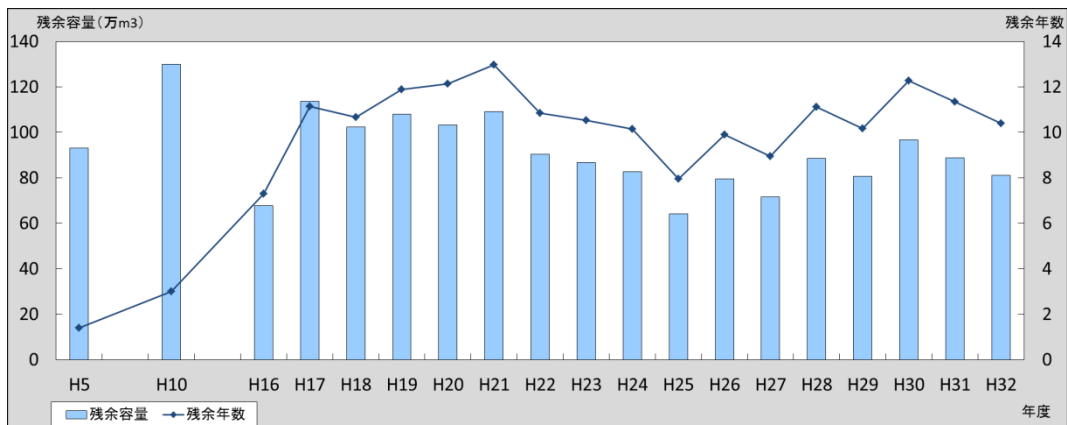
廃棄物処理計画(第2期)による基本的な考え方を見直しを受けて、平成19年6月、阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定事業の見直しを行いました。

- ◇ 公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。
- ◇ 中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。
- ◇ 阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、更に最終処分場の残余年数がひっ迫すると見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

エ 最終処分場の残余年数の推移

県内最終処分場の残余年数は、近年は10年前後で推移しています。

本計画の計画期間では、最終処分量の減少傾向と民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれることから、おおむね10年以上の残余年数が継続することが見込まれています。



※ H17～H19 及び H21～H24 の残余年数並びに H26～H32 の残余容量及び残余年数は、推計値

図 6-2 産業廃棄物最終処分場の将来見込み

県内最終処分場の残余年数は、平成32年度の推計で10.4年と見込まれ、最終処分容量が不足しているとはいえ、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではないと考えます。

産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、今後も民間事業者の動向を常に把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区に取得した用地を適正に管理していきます。

2 地域循環圏等の形成

リデュース及びリユースの取組によって、「もの」の生産から廃棄に至るライフサイクルが長期化されるとともに、量的に廃棄物の排出抑制が図られ、天然資源の投入量が抑えられます。

また、リサイクル技術及び熱・エネルギー回収技術の進歩により、廃棄物の資源化が図られ、天然資源の投入量が抑えられます。

そして、リサイクル等にあたっては、多くのエネルギーを費やし遠隔地に運んで処理するのではなく、なるべく地域での循環を進めることが求められます。

国の第三次循環型社会形成推進基本計画においては、「地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域化させていくという考え方に基づく「地域循環圏」が重層的に形成されるようになる」としています。地域循環圏の形成により、地域コミュニティや地域経済の活性化にも資することとなります。

リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取組が、個人の取組から地域の取組へ、地域の取組から社会の取組へ、社会の取組から地球規模の取組へとスパイラル式に拡大していくことが望ましいと考えます。

3Rの取組が広がり、生活の豊かさと環境の保全とが調和した持続可能な社会の実現を見据えて、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県等が、連携・協働して循環型社会の形成に向けて取り組んでいきます。

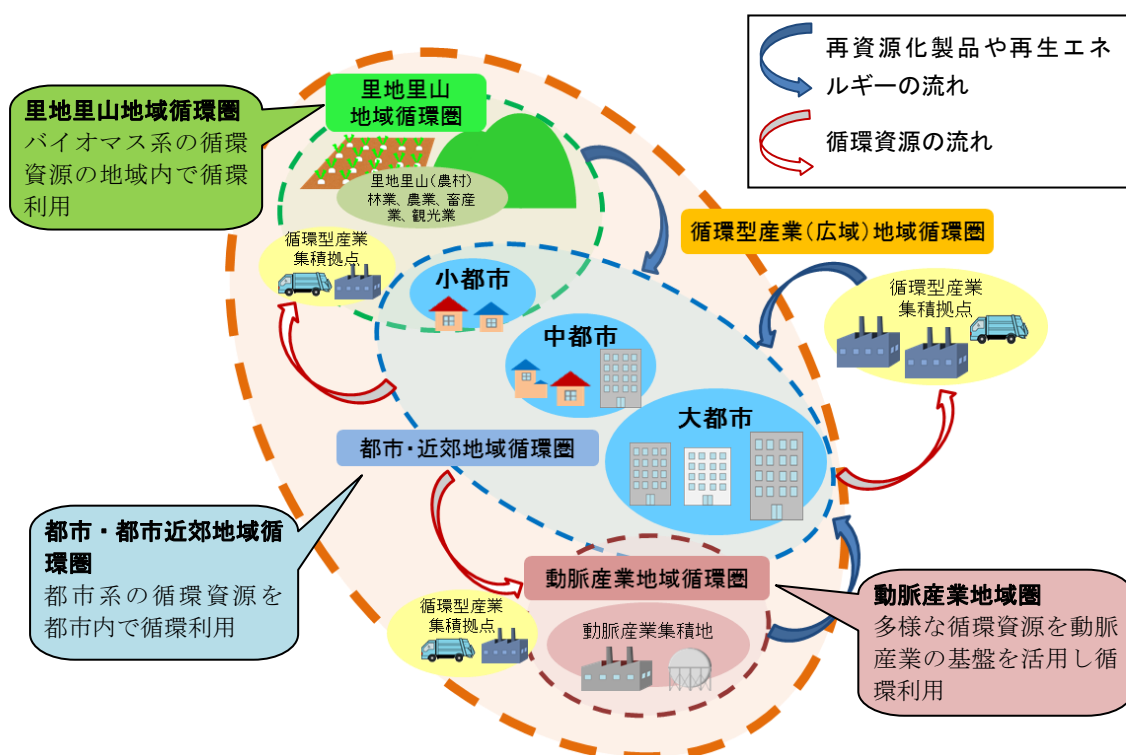


図 6-3 地域循環圏の類型パターンと重層的な構成イメージ (参考：環境省資料)

3 地球温暖化対策

現状の世界の温室効果ガスの人為的な排出量は、自然界の吸収量を超えています。

低炭素社会とは、究極的には、二酸化炭素の排出を自然界が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すものです。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、地球の有限性を認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から転換するとの意識を持ち、選択や意思決定の際に、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や3Rの推進による資源生産性の向上等によって、二酸化炭素の排出を最小化（「カーボン・ミニマム」）するための配慮が徹底される社会システムを形成することが必要です。

国は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を「2030年度までに2013年度比26%削減」という目標を決定しています。また、県は、温室効果ガスの排出量を「2030年度までに1990年度比30%削減」という目標を「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」において定めています。これらの目標の達成に向けて、家庭やオフィスなどのそれぞれの分野において、温室効果ガス削減のために積極的な取組が求められます。今後、家庭ごみ等の収集に、ハイブリッド仕様等の次世代自動車の収集車の導入も検討していく必要があります。

表 6-1 温室効果ガスの排出量の削減目標

区分	削減目標
国	2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比26%削減 （1990年度（平成2年度）比では18%削減）
県	2030年度までに1990年度比30%削減

また、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まっており、二酸化炭素排出量も増加傾向にある中で、ごみ発電施設の重要性はますます高まっています。

生ごみ等から回収したメタンを活用したバイオガス発電をはじめとした廃棄物バイオマスをエネルギーとして利活用することが求められます。

一般廃棄物処理部門における地球温暖化対策として、3Rの推進により焼却量の抑制を図りつつ、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効利用するよう廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用を行うことにより、発電所等における化石燃料の使用量の抑制等に寄与しています。

産業廃棄物処理部門における地球温暖化対策として、産業界における自主行動計画の推進・強化、廃棄物発電などエネルギー利用の推進、廃プラスチック類・廃油の焼却量の削減、有機性廃棄物の最終処分量の削減などの取組が行われています。

県では、2Rを意識した取組による廃棄物の発生抑制及びリサイクルを含めた3Rの推進による循環型社会の構築を図るとともに、廃棄物バイオマスの利活用、収集運搬の効率化など廃棄物処理システムにおける地球温暖化対策の取組を促進します。